

○世田谷区ほっとステイ事業運営費補助要綱

平成19年11月 1 日 19世子家第589号

改正

平成23年 3月 25日 22世子家第1941号  
平成25年 3月 29日 24世家庭第570号  
平成26年 4月 1日 26世家庭第44号  
平成28年 2月 15日 27世家庭第857号  
平成30年 2月 15日 29世家庭第713号  
令和 2年 3月 31日 31世家庭第1028号  
令和 2年 12月 1日 2世家庭第397号  
令和 3年 3月 31日 2世家庭第730号  
令和 3年 4月 1日 3世家庭第107号  
令和 3年 12月 1日 3世家庭第495号  
令和 4年 2月 1日 3世家庭第611号  
令和 4年 3月 29日 3世家庭第659号  
令和 4年 11月 11日 4世家庭第848号  
令和 5年 11月 1日 5世家庭第1044号  
令和 6年 3月 29日 5世家庭第1820号  
令和 7年 2月 10日 6世家庭第1512号  
令和 7年 12月 11日 7世家庭第1235号

世田谷区ほっとステイ事業運営費補助要綱

(通則)

第1条 世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「条例施行規則」という。）、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）によるものほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、世田谷区ほっとステイ事業実施要綱（平成19年11月 1 日 19世子家第588号。以下「実施要綱」という。）に基づき地域の子育て家庭を支援するために児童の一時預かりを実施す

る者に対し、その経費を補助し、もって子育て家庭の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助金の交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4条に規定する地区展開型事業とする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、実施要綱第6条第3項の規定により区長の承認を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）であるもの。

(2) 暴力団関係者（暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が、理事、監事、取締役、監査役その他の役員若しくは評議員に就任し、暴力団関係者を社員その他の構成員とし、又は暴力団関係者を雇用しているもの。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表第1の交付額欄に定める方法により算定した額の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付額は、別表第1に定めるところにより算出した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金交付申請書（第1号様式。補助金の交付を受けようとする者が社会福祉法人の場合は、補助金交付・貸付金貸付申請書（条例施行規則第1号様式）。以下これらを「申請書」という。）により補助金の交付の申請をさせなければならない。

(1) 補助事業執行計画書

(2) 補助事業計算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定したもの

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付けた条件を世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金交付決定通知書（第2号様式。当該申請をした者が社会福祉法人の場合は、補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（条例施行規則第3号様式））により、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金不交付決定通知書（第3号様式。当該申請をした者が社会福祉法人の場合は、補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書）により、速やかに当該申請をした者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第8条 区長は、前条の規定による交付の決定をしたときは、毎四半期の区長が定める日までに同条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金交付請求書（第4号様式）により当該決定に係る補助金の支払を請求させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る補助金を支払うものとする。

3 前項の規定による補助金の支払は、世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号。以下「会計規則」という。）第86条第1項に定める概算払によるものとする。

（補助事業の変更の承認）

第9条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）により申請をさせ、承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事故報告）

第10条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者に世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金補助事業事故報告書（第7

号様式)によりその状況を報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に書面により適切な指示をするものとする。

(状況報告)

第11条 区長は、補助事業者に毎四半期（第4四半期を除く。）に補助事業の遂行の状況について、その四半期の経過後30日以内に世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金補助事業実施状況報告書（第8号様式）により報告させなければならない。ただし、当該四半期に補助事業を廃止した場合は、この限りでない。

(遂行命令)

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付いた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者にこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式。補助事業者が社会福祉法人の場合は、助成事業遂行命令通知書（条例施行規則別記第5号様式））により命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金補助事業停止命令通知書（第10号様式。補助事業者が社会福祉法人の場合は、助成事業停止命令通知書（条例施行規則別記第6号様式））により当該補助事業の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告及び精算)

第13条 区長は、補助事業が完了したとき（第9条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から30日以内に、補助事業者に世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金補助事業実績報告書（第11号様式。補助事業者が社会福祉法人の場合は、補助事業実績報告書（条例施行規則別記第7号様式））。以下これらを「実績報告書」という。）により補助事業の実績を報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件（以下「決定内容等」という。）に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

3 区長は、実績報告書の内容が決定内容等に適合すると認めたときは、補助事業者に精算をさせ、

補助金に残金が生じたときは、当該補助事業者に会計規則第26条に定める納付書により区長が指定する期限までに当該残金の返納をさせなければならない。

(是正のための措置)

第14条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、補助事業者に世田谷区ほっとステイ事業運営費補助事業是正命令通知書（第12号様式）により当該補助事業を決定内容等に適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な措置をした場合は、当該補助事業者に実績報告書によりその結果を報告させなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が第6条の規定による交付申請の内容を著しく下回るとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金交付決定取消通知書（第13号様式。補助事業者が社会福祉法人の場合は、助成決定取消通知書（条例施行規則別記第8号様式）。以下これらを「取消通知書」という。）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に取消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第15条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間

については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

- 2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第18条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 第17条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第20条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産の処分の制限)

第21条 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した土地及び別表第2に掲げる財産(取得した価格又は効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具、その他の財産に限る。以下同じ。)の処分(補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該補助事業者に世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金財産処分承認申請書(第14号様式)により申請をさせ、あらかじめ承認を受けさせなければならない。ただし、同表左欄に掲げるものに

ついて、それぞれ同表右欄に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。また、補助事業者が補助事業を廃止する場合も同様に、財産の処分について区と協議することとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、その旨を世田谷区ほっとステイ事業運営費補助金財産処分承認書（第15号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、補助事業者が前項の規定による承認を受けた場合において、当該承認に係る処分をしたことにより収入を得たときは、その全部又は一部を区に納付させることができる。

（関係書類の保管）

第22条 区長は、補助事務者に補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

（施行日等）

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

（光熱費に係る物価高騰対策費用加算）

2 補助事業者が次に掲げる要件を満たす場合の令和4年4月から令和5年3月までの間における補助金の交付額については、第5条に定める額に、光熱費に係る物価高騰対策費用の額（令和4年度の光熱費の実績額から令和3年度の光熱費の実績額を減じて得た額をいう。）を加算するものとする。

（1）令和3年度に光熱費に係る補助金の交付を受けたこと。

（2）令和4年度の光熱費の実績額が令和3年度の光熱費の実績額を上回ること。

（3）令和4年度の補助事業に要した経費の額が同年度の補助金の交付額を上回ること。

3 補助事業者が次に掲げる要件を満たす場合の令和5年4月から令和6年3月までの間における補助金の交付額については、第5条に定める額に、光熱費に係る物価高騰対策費用の額（令和5年度の光熱費の実績額から令和4年度の光熱費の実績額を減じて得た額をいう。）を加算するものとする。

（1）令和4年度に光熱費に係る補助金の交付を受けたこと。

（2）令和5年度の光熱費の実績額が令和4年度の光熱費の実績額を上回ること。

（3）令和5年度の補助事業に要した経費の額が同年度の補助金の交付額を上回ること。

4 補助事業者が次に掲げる要件を満たす場合の令和6年10月から令和7年3月までの間における補助金の交付額については、第5条に定める額に、光熱費に係る物価高騰対策費用の額（令和6年度下半期の延べ利用児童人数に30円を乗じて得た額をいう。ただし、給食を提供している場合は、令和6年度下半期の延べ利用児童人数に38円を乗じて得た額とする。）を加算するものとする。

（1）令和6年度に光熱費に係る補助金の交付を受けたこと。

（2）令和6年度の補助事業に要した経費の額が同年度の補助金の交付額を上回ること。

5 補助事業者が次に掲げる要件を満たす場合の令和7年4月から同年9月までの間における補助金の交付額については、第5条に定める額に、光熱費に係る物価高騰対策費用の額（令和7年度上半期の延べ利用児童人数に16円を乗じて得た額をいう。ただし、給食を提供している場合は、令和7年度上半期の延べ利用児童人数に35円を乗じて得た額とする。）を加算するものとする。

（1）令和6年度に光熱費に係る補助金の交付を受けたこと。

（2）令和6年度に光熱費を支出した実績があること

附 則（平成23年3月25日22世子家第1941号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24世家庭第570号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日26世家庭第44号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月15日27世家庭第857号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月15日29世家庭第713号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日31世家庭第1028号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月1日2世家庭第397号）

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日2世家庭第730号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日3世家庭第107号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日3世家庭第495号）

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月1日3世家庭第611号）

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3世家庭第659号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月11日4世家庭第848号）

この要綱は、令和4年11月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月1日5世家庭第1044号）

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日5世家庭第1820号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月10日6世家庭第1512号）

この要綱は、令和7年2月10日から施行する。ただし、第21条第3項、第2号様式、第14号様式及び第15号様式の改正規定は、令和7年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第21条第1項、附則第4項及び別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年12月11日7世家庭第1235号）

この要綱は、令和7年12月11日から施行し、この要綱による改正後の附則第5項及び別表第1の規定は、同年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

ほっとステイ事業運営費補助金算定基準

区分	交付額（1施設につき年額）	補助対象経費
運営費（おでかけひろば活用型）	3～4日型 1施設当たり年額3,103,400円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。 5日型 1施設当たり年額3,209,000円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	人件費（職員俸給、職員諸手当及び法定福利費）、運営費（福利厚生費、交通費、光熱水費、通信費、印刷製本費、消耗品費、研修費、修繕費、保険料、講師謝礼、器具什器費及び手数料）及び賃借料その他区長が必要と認める経費

	<p>6～7日型 1施設当たり年額 3,261,800円と右欄に掲げる補助対象 経費の合計額のうち少ない額とする。</p>	
運営費（一般型）	<p>6,536,000円と右欄に掲げる補助対象 経費の合計額のうち少ない額とする。 ただし、区の施設を使用して一般型を 運営する場合は、5,686,000円と右欄に 掲げる補助対象経費の合計額のうち少 ない額とする。</p> <p>補助金の交付を受けようとする者の方 のうち、前年度の利用者数の実績が1,500 人以上の場合にあっては、9,752,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計 額のうち少ない額とする。 ただし、区の施設を使用して一般型を 運営する場合は、8,902,000円と右欄に 掲げる補助対象経費の合計額のうち少 ない額とする。</p>	
開設準備経費（一般型に限る。）	<p>1,000,000円と右欄に掲げる補助対象 経費の合計額のうち少ない額とする。</p>	施設整備費及び初度調弁費（ただし、 あらかじめ購入内容について区と協議 し、区の承認を得ること。）
利用者負担軽減 分	<p>利用者負担軽減に要した額の合計額 と、3,000円に利用者負担軽減対象者の方 の延べ利用日数を乗じて得た額を比較し て、低い方の額</p>	利用者負担軽減に要する経費

## 備考

1 事業期間が12箇月に満たない場合の運営費は、区分ごとに次のとおり算定した額（1,000円未満

の端数があるときは、これを切り捨てた額) の合計額とする。

- 2 他の助成金等の交付の対象となっている補助金対象経費は、交付額に算定しない。
- 3 この表において「利用者負担軽減に要した額」とは、利用者から、その利用前に世田谷区低所得世帯等に対する未就学児の一時預かり負担軽減事業要綱（令和6年1月31日5世保認調第1475号）第5条に規定する世田谷区一時預かり割引パスポートの写しの提出があった場合において、パスポートに記載された期間中に当該利用者が利用した分の利用料の額について、1日の利用料の合計額から3,000円（1日の利用料の合計額が3,000円に満たない場合は、その合計額）を減じた額とした場合における、3,000円（1日の利用料の合計額が3,000円に満たない場合は、その合計額）をいう。

別表第2（第21条関係）

処分制限財産及び処分制限期間

処分制限財産			処分制限期間 (年)
種類	構造又は用途	細目	
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）		15年
	給排水又は衛生設備及びガス設備		
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8年
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務イス及びキャビネット	15年
		主として金属製のもの	
		その他のもの	8年
	ベッド		8年
		児童用机及びイス	5年
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他	5年
	他の音響機器		5年
		冷房用又は暖房用機器	
		電気冷蔵庫、電気洗濯機	6年

	その他これらに類する 電気又はガス機器	
事務機器及び通信機器	電子計算機 パーソナルコンピュー タ（サーバー用のものを 除く）	5年
	電話設備その他の通信 機器 デジタル構内交換設備 及びデジタルボタン電 話設備	6年

※この表に記載のないものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づき区長と協議する。